

議案第31号

東近江市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 の制定について

東近江市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月12日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

東近江市消防団員等公務災害補償条例（平成17年東近江市条例第235号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「1万4,200円」を「1万4,500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「(以下この項において「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「該当期間に」に改める。

別表中	「	12, 500円	13, 350円	14, 200円	を	「	12, 900円	13, 700円	14, 500円	」
		10, 800円	11, 650円	12, 500円			11, 300円	12, 100円	12, 900円	
		9, 100円	9, 950円	10, 800円			9, 700円	10, 500円	11, 300円	

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた東近江市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。